

申込締切日：2019年11月29日

ユニバーサルドライバー 賠償責任保険のご案内

(施設所有管理者特約条項・受託者特約条項他セット賠償責任保険)

2019年11月

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

ユニバーサルドライバー賠償責任保険の補償内容

(施設所有管理者特約条項・受託者特約条項他セット賠償責任保険)

ユニバーサルドライバー研修修了者であるタクシー運転手が業務に起因して第三者（お客さま、タクシーにお乗りの方）の身体や財物に損害を与え法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に支払うべき損害賠償金や訴訟費用等を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。さらに、第三者から預かった財物（受託物）に対し、取扱いの不備・管理の不注意などにより損害を与え法律上の損害賠償責任を負われた場合も補償の対象です。また、不当行為による人格権の侵害により被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、自動車の運行等に起因する事故につきましては、補償の対象とはなりませんので、ご注意ください。

<事故の例>

- お客さまを車両に搭乗させる際、過ってケガを負わせた（身体賠償）。
- 車椅子の誤作動により通行人にケガを負わせた（身体賠償）。
- 車椅子で福祉施設のドアを破損させた（財物賠償）。
- 預かったトランクを車に積み込む際に落として破損させた（受託物の賠償）。
- 一時保管していた利用者の手荷物が盗難にあった（受託物の賠償）。
ご注意：受託物（他人から預かった財物）の賠償については、支払限度額10万円となります。
また、現金、宝石類などの貴重品は支払いの対象とはなりません。
- 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉き損で訴えられた（人格権侵害）。
- 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害で訴えられた（人格権侵害）。

①お支払対象となる損害

お支払対象		内 容
損害賠償金	身体賠償	治療費 休業損失（死亡の場合は将来の利益の損失） 感謝料 など
	財物賠償	財物の滅失の場合 …… 滅失時の時価 財物の汚損・き損の場合 原状回復費用あるいは滅失時の時価
被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用 訴訟になった場合の争訟費用や弁護士報酬など （事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。） 事故対応特別費用、被害者対応費用		

*財物賠償の場合は、同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額（時価額）をこえない範囲でお支払いします（保険金額限度）。

②保険金をお支払いできない場合（主な例）

<共通>

- 被保険者（加入者）の故意による事故。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。
- 記名被保険者の従業員等が記名被保険者の業務中に被った身体障害（労災事故）
- 被保険者が第三者と書面・口頭で契約、または約束したことにより加重された損害
- 地震・暴動・騒じょうなどの異常事態によって生じた事故による損害
- 医療等専門的職業行為によって生じた事故
- 被保険者と世帯を同じくする親族への賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。
- 原子核反応または原子核の崩壊
- 石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
など

<施設所有管理者特約条項>

- 施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任

など

<受託者特約条項>

- 現金、有価証券、宝石などの貴重品等の滅失、き損、紛失、盗難による損害
- 受託物の自然の消耗が原因で生じた損害

（注）賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

など

<人格権侵害担保追加賠償責任条項>

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意にもとづいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任。
- 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

など

③補償内容・保険料

(保険期間1年間)

業務に起因する賠償補償 (施設所有管理者賠償)	身体賠償 1名 1,000万円 1事故 3,000万円限度 保険期間中 3,000万円限度 自己負担額 1,000円
	財物賠償 1事故 500万円限度 自己負担額 1,000円
受託物の賠償補償 (受託者賠償)	1事故・年間限度額 10万円
人格権侵害	1名・1事故・保険期間中限度額 100万円
年間保険料	加入者1名あたり 450円

※保険金のお支払いが多い場合は、保険料を見直す場合があります。

制度のメリット

- ①輸送サービスを取り巻く様々なリスクをカバーすることで、
お客さまに大きな安心
- ②ユニバーサルドライバー専用の保険制度なので、低廉な保険料
- ③加入手続きが容易

ご加入要領

- 保険契約者および加入対象者

保険契約者 一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会

当制度は、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会が一括して保険会社と契約を締結した団体保険です。

加入対象者 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会の会員
補償の対象となる方(被保険者) ユニバーサルドライバー有資格者

※ ご加入上の注意点

ご加入にあたっては、会員事業者単位でユニバーサルドライバー有資格者全員のご加入が必要です。会員事業者内で一部の資格者のみのご加入はできません。

保険期間 2020年1月1日午後4時から2021年1月1日
午後4時まで1年間

中途加入の場合、保険期間は

申込月の翌月1日から2021年1月1日
午後4時まで

中途加入の場合の保険料は、加入月数に応じた月割となります。
毎月20日までに中途加入の申し出があった場合、翌月1日保険開始となります。20日以降の場合は、翌々月1日保険開始となります。1人あたり保険料は以下のとおりです。

月別1人あたり保険料

加入申込月 (毎月20日まで)	保険開始日	加入者1人あたり 保険料(円)
1月	2月1日	410
2月	3月1日	380
3月	4月1日	340
4月	5月1日	300
5月	6月1日	260
6月	7月1日	230
7月	8月1日	190
8月	9月1日	150
9月	10月1日	110
10月	11月1日	80
11月	12月1日	40

※1人あたり概算保険料は新規加入月によって異なります。

● 加入依頼書の送付

申込みにあたっては加入依頼書を記入のうえ、下記に送付してください。
(恐れ入りますが、切手を貼って投函してください。)

〒102-0074

東京都千代田区九段南4丁目8-13 自動車会館4F
一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会
電話：03-3222-0347

保険料の送金

最寄りの金融機関から振込んでください。振込先は下記のとおりです。
(恐れ入りますが、振込手数料は各自ご負担ください。)

みずほ銀行市ヶ谷支店 普通預金口座 1747208
口座名義 一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会

*できるだけ早めにご送金いただくよう、お願いします。なお、保険の効力は、保険料が振込まれた月の翌月1日以降となりますので、ご注意ください。

● 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

「ユニバーサルドライバー賠償責任保険制度」(賠償責任保険)については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

● 事故が発生した場合の対応について

事故が発生した場合は、応急措置をとった後、7ページの事故報告書に記入し、速やかに保険会社にご連絡ください。追って損保ジャパン日本興亜の担当窓口より、適切なアドバイス、保険金請求手続きのご案内をします。

● 加入者カードについて

お申込月の翌々月頃にお客さま宛に送付します。

加入者カードが届くまで、振込用紙の控えが加入者控えとなります。

加入者カードは大切に保管してください。

一問一答

Q1 加入するには、事業者単位でユニバーサルドライバー資格全員の加入が必要とのことだが、資格取得時に加入し翌年度更新しない場合、新規資格取得者のみの加入はできないのか？

(回答)

保険加入の条件は会員事業者さまのユニバーサルドライバー有資格者全員の加入が必要です。従って、新規取得者のみを加入させることはできません。

Q2 本制度と自動車保険の関係について教えてください。

(回答)

本保険（賠償補償）では、自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有・使用・管理に起因する事故は、補償の対象ではありません。自動車事故に関する賠償事故の補償は、別途自動車保険で手配してください。

令和 年 月 日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

東京保険金サービス部東京火災新種保険金サービス第一課 行き

(FAX: 03-6844-3365 TEL: 03-5960-0808)

事故について次の通り報告します。また、私は本件事故について、損害を受けた相手方の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知します。

1. 損保ジャパン日本興亜が、保険金支払、支払の判断のために、相手方の個人情報を取得・利用すること。
2. 損保ジャパン日本興亜が、上記1.の利用目的のために、本件事故に関する関係先等に提供を行い、また、これらの者から受けることがあること。

ユニバーサルドライバー賠償責任保険事故報告書

加入者 番号			
加入者	住所(〒) (電話番号:)		
	会社名		担当者
保険期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
事故日	令和 年 月 日 時頃	事故場所	
受傷者 被害者	住所(〒) (電話番号:) 氏名 年齢()才 (男・女)		
事故の 原因・ 状況			
被害の 状況	部位(物品名)	程度	治癒見込(修理費の見込み)
病院名	電話番号()		

ご注意: 賠償責任事故の場合は、事故発生後ただちに損保ジャパン日本興亜へ電話連絡し、担当社員の指示を受けてください。

本制度のお問い合わせは、以下までお願いします。

- | | |
|------------|--|
| • 保険契約者 | 一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会
〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8-13 自動車会館4F
TEL03-3222-0347 |
| • 取扱代理店 | 宮園オート株式会社 保険課
〒164-0001 東京都中野区中野1丁目50-5
TEL03-3362-7554
(受付時間 午前9:00~午後5:00 火曜定休日) |
| • 引受幹事保険会社 | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
本店自動車営業第三部第一課
(受付時間 平日午前9:00~午後5:00)
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1丁目26-1
TEL03-3349-5039 |

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しております。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (<https://www.sjnk.co.jp/>) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

★取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。